

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【Bグループ】概要

開催日：平成22年11月1日（月）

時間：午後7時～午後8時30分

会場：役場301会議室

参加委員：8名（欠席委員2名）

会議次第：1 開会

2 議題

1) 前回のふりかえり【第4章 第21条 地域活動団体の役割】

2) 第5章 コミュニティ（全3条）

3 その他

4 閉会

1 開会（グループリーダー）

2 議題（グループリーダー）

1) 前回のふりかえり【第4章 第21条 地域活動団体の役割】

- ・第21条については、次の第5章「地域コミュニティ」の検討を踏まえて検討する。
- ・第5章について、「コミュニティ」という文言を「地域コミュニティ」と置き換える。

2) 第5章 **地域**コミュニティ（全3条）

～草案より～

（**地域**コミュニティ）

第22条 **地域**コミュニティとは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

○検討委員からの意見

- ・条文自体の文言もあるが、実際にこの条例を見て実践していく町民の方へ、どのように説明していくかが大事である。言葉の意味が複数あるような場合もあることから、運用面に係る説明が必要ではないか。
- ・条文そのものとして考え直す必要があるのでは。ここで規定している内容が一体何か読み取れなければならない。ここで規定している「コミュニティ」の定義とは、町内会や自治会と考えられる。そうであれば、町内会や自治会にしぼって文章にしたほうがわかりやすいのでは。
- ・多様な人と人とのつながりはコミュニティには欠かせない考える。
- ・「コミュニティ」を定義するのであれば、狭い範囲のものを規定し、それらが多様な人々とつながっていくと考えるべきではないか。
- ・草案の条文からは、町内会や自治会だけではなく、様々に活動する団体まで規定し

ていると理解できる。

- ・第21条での草案にある「地域活動団体」と区別して規定する必要はあるのではないか。コミュニティにそれらの団体を含むのはどうか？
- ・第22条は、包括的にコミュニティを規定し、第21条は地域活動団体の役割として規定することは、別であると考えて良いのではないか。
- ・自分自身が活動している団体に置き換え考えると、第21条はそれぞれの団体はどのような活動を行うべきかの規定で、第22条は、そのような一つ一つが集まったなかでは何をすべきか規定していると読み取れる。狭いものと広いものという考えである。
- ・条文の言葉じりではなく、町民に読んでもらえるような形で検討すべきである。解説書等で、この条例で規定している団体が具体的にどんなものか理解できれば、文章としては草案の内容でも良いのではないか。
- ・実践する町民に理解してもらうには例題まで記載のある解説書があっても良い。協働の窓口が組織としてあっても良い。
- ・コミュニティの章で地域活動団体を規定するのはどうか。
- ・地域活動団体は、章で考えるならば【第4章 町民】に含んだほうが良い。
- ・広くコミュニティを規定するにしても、草案の文章はわかりづらい。もっと簡単にすべきと考える。
- ・この条例が理念条例であるのであれば、ある程度解釈に幅を持たせるのもあり得るが、この条例は規範とも位置付けている。町民にとって法律であれば、意識としての方向性がぶれないようにするべき。目的をきちっと規定する必要がある。

●結論

- ・上記の意見により、「地域コミュニティ」については、幅広く地域コミュニティを定義するものとする。なお、より文章をわかりやすくするため「地域において自ら出来ることを考え行動し」を削除し、以下のとおりとする。

(地域コミュニティ)

第22条 地域コミュニティとは、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

-----次の条へ-----

～草案より～

(**地域**コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、**地域**コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めます。

○検討委員からの意見

- ・条文の内容で良いと考える。

●結論

- ・草案どおりの内容で良いと考えます。

次の条へ

～草案より～

(議会及び行政と地域コミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、**地域**コミュニティとの協働を進めるため、**地域**コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動に応じて支援します。

○検討委員からの意見

- ・「活動に応じて」という表現が引っかかる。削除しても良いのではないか。
- ・議会についても、立法の立場から支援する場合も考えられる。

●結論

- ・上記の意見により、「活動に応じて」を削除し、以下のとおりとする。

(議会及び行政と地域コミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、地域コミュニティとの協働を進めるため、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、**その活動を支援します。**

次の条へ

～草案より～

(地域活動団体の役割)

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をいいます。

2 地域活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

○検討委員からの意見

- ・第1項について、「自主的」や「自らの意志で主体的」といった同じような意味の語句使われているので整理してはどうか。
- ・「公共的」と「公益性」は別のものとする。どちらも規定する草案は考え方として良いのでは。
- ・公共や公益を含めた「社会的」といった語句も考えてはどうか。
- ・地域活動団体の定義を規定するのであれば、どんな団体を指すかを簡潔に規定し、その他の説明については、解説書等で補足してはどうか。
- ・第2項について、「地域社会の一員として」は削除しても良いのでは。無くても役割として理解はできる。
- ・単に「それぞれの特性」と規定するのではなく、「地域の特性」としてはどうか。第1項で「地域に根ざして形成された」とすでに規定されているが、「団体」と「特性」のどちらにも「地域」を盛り込んだ方がより地域が活けると考える。

●結論

- ・上記の意見により、以下のとおりとする。

(地域活動団体の役割)

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域に根ざして形成された組織・団体を
いいます。

- 2 地域活動団体は、それぞれの地域特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

3 その他 (グループリーダー)

- ・グループの検討は今回で終了となる。次回は全体会議となっているが、日程は改めて委員各位へ連絡とする。

4 閉 会 (グループリーダー)